

美郷町戦没者慰霊祭を行います

戦没者遺家族ならびに関係者が一堂に会し、戦没者の功績を称え英霊の冥福を祈るとともに恒久の平和を祈念するため、下記のとおり「美郷町戦没者慰霊祭」を行います。ご遺族の方々、そして町民の皆さんのご参列もお願いします。

日時 ● 8月5日(水)午前10時～11時
場所 ● 仙南公民館
主催 ● 美郷町遺族会

 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班
☎0187(84)4907(内線2164)

戦没者等のご遺族の皆様へ ～第9回特別弔慰金が支給されます～

平成17年4月1日から平成21年3月31日までに、公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合、右の順番による先順位のご遺族お一人様が対象となります。

支給額 ● 額面24万円、6年償還の記名国債
請求期間 ● 平成24年4月2日まで

請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受けることができなくなりますので請求漏れのないよう十分ご注意ください。

- 1 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
※戦没者等と生計を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方または同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。
- 4 上記3以外の戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
※戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが上記3に該当しない方
- 5 上記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族
※戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

歯周疾患検診を受けましょう

歯を失う大きな原因となっている歯周疾患を、予防または早期発見するため、節目の年齢の方を対象に歯科検診および保健指導を実施します。

今年度の検診の対象となる方

美郷町民で今年度中に40歳、50歳、60歳、70歳になられる方です。(対象となる方へは個人通知します。)

実施期間 ● 7月1日から12月末日(6ヶ月間)

検診機関 ● 美郷町、大仙市、仙北市の協力指定歯科医療機関で受診できます。

個人負担額 ● 800円を歯科医療機関に支払ってください。

※70歳の方、生活保護世帯の方、町民税非課税世帯に属する方は無料となります。

受診方法 ● 歯科医療機関へ電話で予約してください。

検診を受ける際は、事前にお送りした個人通知と健康保険証を必ずお持ちください。

生活保護世帯の方は、「生活保護受給者証」を歯科医療機関へ提示してください。

今年度、町民税非課税世帯に属する方は、受診する前に福祉保健課健康対策班へご連絡ください。

 役場(千畑庁舎)福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4907

家族介護慰労金を支給します

町内に1年以上住所を有し、介護保険サービスを利用せず自宅で65歳以上の要介護高齢者の介護を行った同居のご家族に対して、介護慰労金を支給します。

対象となる方 ● 介護保険の要介護4または5と認定を受けてから1年以上経過し、介護保険サービスを過去1年間にわたり利用しない高齢者を在宅で介護された町民税非課税世帯の同居のご家族
※介護保険のサービスのうち7日以内のショートステイは除きます。90日以上入院があったとき、また、介護保険料に未納があるときは、対象となりません。

支給金額 ● 年額10万円

申請手続きの際には、事前にお問い合わせください。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907(内線2162、2166、2167)

～介護保険事務所からのお知らせ～

平成21年度介護保険料の納付について

～介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、保険料はこの制度を支える大切な財源です～

65歳以上の方の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表1参照)、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの天引きによる特別徴収に分かれます。

- ◎普通徴収……7月中旬送付の納付書により納期限日(表2参照)までに納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。(申し込み用紙は金融機関窓口にあります)
- 普通徴収の対象となる方……年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けてない方、老齢福祉年金を受給されている方、平成21年度中に65歳になられた方
- ◎特別徴収……年金支給月(偶数月)に天引きによる納付となります。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

表1【平成21年度介護保険料】

段階	区分(平成21年度の住民税課税状況による)	保険料(年額)	
第1段階	生活保護受給者か老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	27,480円	基準額×0.5
第2段階	住民税非課税世帯で本人の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円(年間)以下	27,480円	基準額×0.5
第3段階	住民税非課税世帯で本人の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円(年間)を超える	41,220円	基準額×0.75
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に課税者がいる)	54,960円	(基準額)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	68,700円	基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	82,440円	基準額×1.5

※介護従事者の処遇改善のために、今年度から介護報酬が3%引き上げられましたが、報酬引き上げによる保険料増額分の半分は国が市町村(保険者)に交付し、急激な保険料の引き上げにならないようにしています。

表2【平成21年度普通徴収介護保険料納期限日及び口座振替日】

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	1月4日

※納期限日を過ぎると介護保険料に加えて、督促手数料100円がかかる場合があります。



介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911
役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907